（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則 ［第一節～第四節　略］ ［第五節　混信防止機能（第九条の四） ［第六節　周波数等を維持する機能（第九条の五・第九条の六） ［第二章～第五章　略］ 附則 **第六節**　周波数等を維持する機能 （外部参照信号同期機能） **第九条の五**　外部参照信号同期機能とは、外部参照信号（衛星測位信号その他の時刻、周波数等の同期又は補正に用いられる信号であつて、無線設備の外部から入力するものをいう。以下同じ。）に同期することにより送信設備から送信される周波数の偏差を許容値内に安定的に維持するための機能をいう。 （自動出力補正機能） **第九条の六**　自動出力補正機能とは、空中線電力の変動を送信機内で検知し、増幅器等の制御により空中線端子の規定点における空中線電力の偏差を許容値内に維持する補正を行う機能をいう。 （シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備） **第四十九条の六の九**　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 ［表略］ 一　一般的条件 ［イ～ト　略］ チ　基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。 (1)　（±）〇・〇一六ppm（百万分率とする。以下同じ。）以下の精度の外部参照信号に同期するものであること。 (2)　自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。 ［二　略］ ［2～6　略］	目次 第一章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］ ［第五節　混信防止機能（第九条の四） ［第二章～第五章　同上］ 附則 ［新設］ （シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備） **第四十九条の六の九**　［同上］ ［表同上］ 一　［同上］ ［イ～ト　同上］ ［新設］ ［二　同上］ ［2～6　同上］